

## 山口県居住安定援助賃貸住宅事業事務取扱要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省・厚生労働省令第1号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、居住安定援助賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」という。）事業に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (適用の範囲)

第2条 この要領は、山口県内の区域のうち、福祉事務所を設置していない町に適用する。ただし、第3条については、山口県内の区域のうち、賃貸住宅供給促進計画を定めていない市町に適用する。

### 第2章 居住安定援助計画の認定等

#### (認定の基準)

第3条 施行規則第10条第2号の規定による基準のうち、県賃貸住宅供給促進計画において記載する知事が定める基準は、次のとおりとする。

	基準
(1)	急傾斜地崩壊危険区域内に存しないこと
(2)	地すべり防止区域内に存しないこと

#### (添付書類)

第4条 施行規則第5条の規定による申請には、第8条で定めるもののほか、別表一に定める書類を添付しなければならない。

2 法第44条第1項の規定により住戸を追加する変更を行うときは、前項の規定を準用する。

#### (書類の提出方法)

第5条 施行規則第5条の規定による申請、第21条第2項の規定による届出、第22条の規定による申請、第23条第1項の規定による届出、第24条の規定

による申請、第30条第2項の規定による報告及び第32条の規定による申請は、居住サポート住宅情報提供システムにより山口県知事に対して行うものとする。

(居住安定援助計画に記載すべき事項の特例)

第6条 法第40条の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）が、宅地建物取引業、住宅宿泊管理業または賃貸住宅管理業のいずれかの免許を取得しており、居住安定援助計画にいずれかの免許証番号等の記載があるときは、施行規則第7条ただし書の規定に基づき、同条第1号及び第2号に定める記載を省略することができる。（施行規則第8条第3号及び第4号に基づく誓約書（以下「誓約書」という。）における役員の氏名等についても同様。ただし、申請者が宅地建物取引業の免許を受けておらず住宅宿泊管理業又は賃貸住宅管理業の登録を受けている者であるときは、使用人の氏名等の記載をしなければならない。）

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年10月1日から適用する。

別表一（第4条第2項関係）

書類の種類	表示すべき事項等
<p>1 住宅の耐震性に関する書類</p>	<p>○申請書に竣工年月が記載されている場合で以下に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～3階建ての建物で昭和57年5月以前に竣工</li> <li>・ 4～9階建ての建物で昭和58年5月以前に竣工</li> <li>・ 10～20階建ての建物で昭和60年5月以前に竣工</li> <li>・ 21階建て以上の建物</li> </ul> <p>○申請書に着工年月のみ記載されている場合（竣工年月の記載なし）</p> <p>上記のいずれかに該当する場合は、以下の書類を添付（昭和56年6月1日以降に新築工事に着手した住宅の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築工事の着工年月を確認できる書類</li> </ul> <p>（昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した住宅の場合）</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することが確認できる以下のいずれかの書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士が行った耐震診断の結果についての報告書</li> <li>・ 建設住宅性能評価書</li> <li>・ 既存住宅の売買に係る瑕疵保険の契約が締結されていることを証する書類</li> <li>・ その他住宅の耐震性に関する書類</li> </ul>
<p>2 土砂災害特別警戒区域内の建築物に関する書類</p>	<p>○土砂災害特別警戒区域内の建築物の場合、以下を添付</p> <p>（1）確認申請を伴う場合 土砂災害対策工事に伴う確認済証及び検査済証の写し</p> <p>（2）確認申請を伴わない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種図面（付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図）</li> <li>・ 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し</li> </ul> <p>（3）土砂災害特別警戒区域を解除する行為を行ったものは、土砂災害特別警戒区域を解除する行為を証する書類（県報の写し）</p>